

令和3年7月8日

令和3年度水道における微生物問題検討会運営要領

1. 趣旨・目的

水道水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであることから、水質基準の改正等について検討を行う「水質基準逐次改正検討会」の分科会として、微生物分野の事項を扱う標記検討会を運営する。

2. 検討事項等

本検討会においては、水質基準逐次改正検討会の分科会として、微生物に係る次の事項について検討を行うこととする。

- ・水質基準の逐次改正に関すること
- ・WHO飲料水水質ガイドラインのフォローアップに関すること
- ・その他水道水質管理に関すること

上記に掲げる事項の検討のほか、厚生労働省の要請に応じ、微生物に係る水質汚染事故が発生した場合における行政対応のための科学的側面からの支援を行うこととする。

3. 検討会構成員

- (1) 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が依頼し、期間は令和4年3月末日までとする。
- (2) 座長は令和3年度第1回検討会において構成員の中から選出する。
- (3) 構成員の変更が必要となった場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が他の者に依頼する。

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課が行う。
- (2) 検討会の招集は、座長と協議の上、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が行う。
- (3) 検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が定める。
- (5) 検討に当たっては、「水質基準逐次改正検討会」と十分連携するものとする。